

ふれあい から 学び の輪へ



第3次当別町生涯学習推進計画を策定

町教委では、町内の各種団体関係者や一般公募の方々に構成された当別町生涯学習推進計画策定委員会のご協力により、平成21年度から5年間の生涯学習施策の方向性を示す第3次生涯学習推進計画を策定しました。

この計画では、各年代ごとに町民の皆さんが主体的に学習活動ができる環境や目標づくりを進め、地域活動にいかす事により、活力ある地域づくりに結びつけることを目指しています。

本計画の目的

町民が自発的に学び、学んだ成果が地域でいかされる「生涯学習社会」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

生涯学習推進計画 基本目標

ふれあいから学びの輪へ
「川、森、人の恵みのまち当別」の創造

学校・家庭・社会の連携を重視

- 学校支援
「生きる力」を育む学校教育の推進
- 家庭・子育て支援
「ふれあい・健康」を育む家庭教育の推進
- 社会・地域支援
「生きがい・学び」を育む社会教育の推進

世代・地域の壁を越え、心豊かにともに支え合い、ふれあいにあふれるひとづくりへ

本計画書設置場所

本計画書は、当別町役場・ゆとろ・総合体育館・白樺コミュニティセンター・太美出張所・西当別コミュニティセンター・学習交流センターに配置しているほか、町教育委員会ホームページから閲覧できます。
◇町教委ホームページアドレス <http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/kyou-kyouiku.htm>

▼問合せ 社会教育課（総合体育館内・☎22-3834）

自己のライフプラン これからの推進すべき方向性

乳幼児期〈保育所・幼稚園など〉（0歳～6歳）

- ◎家庭教育、子育て環境の充実を図りながら、子どもたち一人ひとりを理解し、その特性に合った心身の発達の基礎づくりの支援
- ◎幼児の情操や創造性を育むとともに、集団生活を通じて社会性を養う基礎づくりを重視し、義務教育に入る準備の支援

少年期〈小学校～中学校〉（7歳～15歳）

- ◎確かな学力の向上と豊かな人間性や感性、健やかな体の育成などの基礎づくりや生きる力の育みを支援
- ◎規律ある集団生活や地域社会の活動に積極的に参加する環境づくりの支援
- ◎人の痛みがわかり他人を思いやる「心の教育」の一層の充実の支援
- ◎体験活動を通して望ましい職業観や勤労観の育みの支援

少年期〈高等学校など〉（16歳～18歳）

- ◎生きる知恵につながる確かな学力を育み、自立した生き方を支える教養の習得への支援
- ◎望ましい職業観や勤労観の育みから、自発的な社会参加の準備を支援

青年期〈大学など〉（19歳～24歳）

- ◎心豊かな人生を送るための必要な知識・技術の習得の支援
- ◎社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力の育みを支援

成年期（25歳～39歳）

- ◎望ましい人間関係をつくるとともに、生活を充実させるための自己実現を支援
- ◎豊かな家庭生活と地域と連携した子育てを支援

壮年期（40歳～60歳）

- ◎生活を充実させるための自主的な学習活動の推進や個々の能力や技術を地域でいかす環境の整備の支援
- ◎子どもの考えや気持ちを理解し、地域で子どもを守り育てる地域の教育力の向上の支援

熟年期（61歳～80歳以上）

- ◎健康の保持・増進と生きがいづくりの支援
- ◎これまで蓄積された経験をいかした次世代連携、地域づくりへの支援



当別町地域情報化計画を策定

日常生活や地域活動の手助け、産業の活性化など、豊かで活力あるまちづくりにITなどを積極的に活用することが求められています。また、パソコンや携帯電話、インターネットなどの情報機器を有効に活用するためにも、すべての町民がもっとITを活用できるような取り組みが必要になります。

地域情報化計画では、すべての町民がITの恩恵を実感できるような施策を進めることとしています。

計画の基本理念

いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる
ゆとりと活力が感じられる町の実現

重点施策

1. 広域連携した情報システムの活用を積極的に進め、システム全体の最適化を目指す
2. 町民自ら情報化に取り組み、町民本位の情報化の仕組みづくりを目指す
3. 情報システム全般のセキュリティ高度化、機能向上を目指す

取り組みの内容

- ・ 利便性の向上と情報の充実を図ったホームページの刷新
- ・ 町民の活動を支援するインターネットを活用したポータルサイトの構築
- ・ IT講習会の開催 など

計画書の本編は、町ホームページからご覧になれます。計画の推進に向けた取り組みにご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 情報課情報管理係

(☎ 23 - 3069/E メール it-joho@town.tobetsu.hokkaido.jp)



当別町景観計画を策定

当別町は、平成20年2月に北海道の同意を得て、道内10番目の景観行政団体となり、景観計画を定めることで町内の一定規模以上の建築物や工作物の新築や増改築に対して規制をかける事が出来るようになりました。

今回定めた当別町景観基本計画では、平成19年3月に定めた景観形成基本計画をもとに、美しい景観を形成するために必要な事項などが定められています。

計画書の本編は、町ホームページからご覧になれます。

良好な景観の形成のための行為の制限

当別町全域において、景観に大きな影響を与える行為を景観法による届出の対象とし、一定規模以上の建築物や工作物の新築、増改築、開発などには、届出義務が生じます。この届け出は、6月1日から開始となります。

景観重要構造物・樹木の指定の方針

良好な景観を形成し、道路その他の公共の場所から容易に見ることが出来る建造物及び樹木については、様々な観点から評価し、必要に応じて地区の景観の核となるものとして指定します。

屋外広告物の表示・掲出する物件の設置の制限

屋外広告物は、無秩序かつ過剰に設置されることで、景観を損ねるものとなることから、環境に十分に配慮されるように対応します。

また、今後、町が広告景観整備特区の指定を受け、きめ細かい誘導をできるように取り組みを進めます。

景観協定の活用

町民自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる「景観協定」の制度活用を支援し、町民の自発的な活動による良好な景観づくりを促進します。

▼問合せ 美しいまちづくり課 (☎ 23 - 3073)